

監査公表1号

令和3年1月28日

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 土屋 晴 巳

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和3年1月22日に議長及び市長等に提出し、令和3年1月28日に議会報告されています。）

1 監査の対象

鹿野総合支所

地域政策課、市民福祉課、産業土木課

教育委員会事務局鹿野総合出張所

2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年11月13日から令和3年1月22日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。

イ 内部統制が有効に機能しているか。

ウ 各部局間の連携、整合性がとれているか。

(2) 収入事務

ア 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。

(3) 支出事務

ア 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(4) 契約事務

ア 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りを行っているものはないか。

イ 入札金額の内訳を記載した書類の確認がなされているか。

ウ 落札者の決定(総合評価落札方式等の施工能力・提案内容等の評価を含む。)及び公示(特例令に係るものに限る。)は、適正な手続等に基づき行われているか。

エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

オ 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。

カ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

キ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。

ク 監督及び検査(工事中に中間技術検査を実施する場合は、同検査を含む。)を担当する職員の任命は適正か。また、不正事故防止のため職員の配置について格別の配慮がなされているか。

(5) 財産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

イ 紛失、破損、盗難品、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

鹿野総合支所

地域政策課

(1) 収入事務

ア 自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせがされているものがあった。

教育委員会事務局鹿野総合出張所

(1) 支出事務

ア 補助金について、補助金等交付規則に基づく交付事務が行われていないものがあった。